

株式会社ネクストホリデー（留学 Express）・ご利用規約

第1条（留学プログラム・ご利用規約）

申込み者は、この株式会社ネクストホリデー（留学 Express）・ご利用規約（以下本規約といいます）を承諾の上、株式会社ネクストホリデー・留学 Express（以下当社といいます）がサポートする留学プログラムに含まれる各種サービス（以下留学プログラムといいます）に申込みます。

第2条（契約の申込みと成立）

本規約における申込みとは、申込み希望者が当社に本規約に基づく所定の留学プログラム申込記載の事項の全てに同意した時とし、当社がこれを承諾した時に契約が成立します。

第3条（拒否事由）

当社は、本規約に基づく留学プログラムの申込み時、或いは申込み後に次に定める事由が認められる時は、申込みをお断りし、または一旦成立した契約を解約することがあります。

- (1) 日本での学業成績が当社の定める評定平均値に達していない時など、申込み者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき。
- (2) 申込み者が未成年または学生である場合、留学について親権者（両親などの法定代理人）の同意がないとき。
- (3) 申込み者が希望する留学先の定員に受入れ可能な余裕がない場合など、客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかとなき。
- (4) 申込み者が希望する留学先が指定した期日、留学開始時の期限までに、留学手続が完了できる見通しがないとき。
- (5) 過去の既往症または現在の心身の健康状態が留学に不適切であると当社が認めたとき。
- (6) その他、当社及び留学機関等が不適当と認めたとき。

第4条（プログラムの範囲）

当社は、本規約に基づき以下に明記された申込み者の希望する留学先への申込み手続などの代行、出発前のオリエンテーションや情報提供などを行うものであり、別途明示されている場合を除き、申込み者の希望する留学先への入学保証、また留学先での課程修了保証等を行うものではありません。

留学プログラムに含まれるサービスあるいは制度は次のとおりです。

- (1) 各種手続の代行
 - ① 入学手続
各留学プログラムに定められた入学の手続を行います。
 - ② 滞在先手続
留学する際の寮・ホームステイ先の申込み手続を代行します。ただし、申込み者の希望により入寮またはホームステイが不要の場合、もしくは留学先機関が寮などの滞在施設を持たないなど、申込み手続が不可能と判断される場合はこの申込み手続をお断りすることがあります。
当社の責によらない事由でホームステイ又は学生寮の滞在先が確保できない場合には、当社はその責を負いません。
 - ③ 留学費用の支払い
留学先機関等への留学費用（第6条（2）参照）の支払い手続を代行します。所定の納付期日までに、指定額を指定の口座にお振り込みください。
寮などを利用する場合、利用する部屋のタイプによって寮費が異なりますので、当社では概算で請求することがあります。
 - ④ 海外留学生保険加入手続
海外留学生保険の加入手続を行います。アメリカの大学、短期大学および語学教育コースをはじめ、海外の留学生受入れ機関では留学生に保険の加入を義務づけています。海外留学生保険には必ず加入するようにしてください。尚、保険料は別途料金となります。
 - ⑤ ビザ取得手続
留学先でビザが必要となる場合、当社が、申請書類作成または申請サポートを別途料金で行います。申込み者の居住地域によって、または渡航予定日まで十分な時間がない場合は、ビザの代理申請ができない場合もあります。また、ビザの代理申請はビザの取得を保証するものではありません。
 - (2) オリエンテーション
当社では、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード、保険、電話の利用の仕方などを紹介した印刷物の配布、担当カウンセラーが随時行う留学に関するアドバイス等を通じ、オリエンテーションを行います。当社にてオリエンテーションが実施される会場までの交通費は、申込み者をご負担ください。ご来場が困難な場合はお電話にてご案内します。

第5条（必要書類）

留学手続に必要な書類は必要事項を記入の上必ず指定期日までに当社までご提出ください。

第6条（諸費用）

- (1) 申込金 55,000 円（税込）
各留学プログラムの申込金を契約成立時にお支払いいただきます。申込金は残金お支払い時に本条(2)項の留学費用に充当されます。
残金のお支払はプログラム開始日から遡って 90 日前迄にお支払い頂きます。
- (2) 留学費用
当社では、留学先機関への授業費及び入学登録費、滞在手配費用、ホームステイ費、入寮予約金、寮費、食費、空港出迎え費（必要かつ可能な場合のみ）、その他留学手続きに必要なとなる費用（以下留学費用といいます）を算出し、留学機関等への支払いを代行するため申込者に請求します。
留学費用については予告なしに変更される事があります。
- (3) その他の諸費用
以下の諸費用は上記（1）（2）項の費用には含まれません（一部プログラムを除く）。申込み者の利用希望等に応じて、別途請求いたします。
 - ① 海外旅行傷害保険料、航空券代金 お申込頂くプランにより変わります
学生ビザ及びワーキングホリデービザ申請サポート料（ビザ申請料別途必要） 33,000 円（税込）
観光ビザ ETA /ESTA 代行申請手数料（ビザ申請料別途必要） 5,500 円（税込）

海外送金手数料及び通信費 11,000 円（税込）
EMS 等、お客様の責によって緊急となった場合の送料(使用にあたりお客様に確認します) 実費
緊急手配料（学生ビザ及びワーキングホリデービザでの渡航予定者でお申込日から 3 ヶ月以内に渡航する場合） 11,000 円(税込)
緊急手配料（上記以外での渡航予定者でお申込日から 1 ヶ月以内に渡航する場合） 11,000 円(税込)
② 宿泊費 スケジュールの関係上、出発地、途中経由地や現地にてホテルなどの宿泊施設に宿泊することがあります。その場合の宿泊予約は原則として当社が行いますが、その宿泊にかかる費用は申込み者の負担となります。宿泊費用は特に指定のない限り申込み者が直接宿泊先にお支払いください。
③ 航空券手配料金 無料
海外旅行傷害保険手続き料 無料
④ ビザのみの代行申請手数料（留学プログラムにお申込みされていない方の学生及びワーキングホリデービザ） 44,000 円（税込）
⑤ 提携校以外の手配料 55,000 円（税込）

第7条（変更手数料）

- (1) 申込み内容の変更
申込者の都合により申込み内容を変更する場合には、変更手数料規定に基づき変更手数料をお支払いいただきます。但し、第13条（1）項の①②③に定める事由によって留学が不能となった場合において、申込み者が留学条件を変更して再度留学手続を行うことを希望した時は、当社は変更手数料を申し受けることなく、再度留学手続を行います。
変更後に差額が発生した場合、申込みプログラム代金より金額が下回った場合においては、変更手数料規定に基づき算出した変更手数料を差し引いた金額を返金いたします。
返金が発生した際は変更申込書類が当社に届き、変更手続きが完了した時点でお客様指定銀行口座への精算処理を行います。
申込みプログラムより金額が上回った場合においては、変更手数料規定には関わらず、その差額のみを申し受けます。但し、申込者の都合による変更により、当社が留学機関等を含む第三者に対して違約金、損害賠償、手数料（以下実費といいます）の支払義務を負う場合には、差額に加えて実費を申し受けます。
<変更手数料規定>
留学プログラム内容を変更する場合は以下に記載した当社規定の変更手数料を申し受けます。

申込日より渡航予定日の 90 日前迄の申し出	22,000 円（税込）+実費
渡航予定日より 90 日未満の申し出	33,000 円（税込）+実費
渡航予定日以降の申し出	33,000 円（税込）+実費

 - (2) 渡航開始日の変更
申込者の都合により渡航予定日の変更が発生した場合、変更手数料として 1 回につき 11,000 円（税込）+実費 を申し受けます。
※航空便スケジュールの変更及び手配先通学学校又は滞在先の都合により渡航日の変更が生じた場合を除く

尚、渡航日の変更後に解約のお申し出があった場合はご契約時の渡航予定日を基準とし、各手数料を承りますので予めご了承下さい。

第8条 (為替変動と留学先機関の値上げ請求)

留学費用やその他の諸費用を当社が海外に送金する際には、当社規定の海外送金レートにて算定し、海外送金は原則として留学先機関への口座送金にて行います。また、以下の規定に基づく方法で為替変動による差額を請求いたします。

(1) 申込み時にプログラム代金の総額を完済している場合に限り、為替変動による差額の請求はいたしません。

(2) 申込金にて申込みの場合、残金支払い時に当社規定の海外送金レートで算出しご請求致します。その際に申込み時の海外送金レートを上回った場合は残金支払い時にその差額を申し受けます。また留学先機関の大幅な値上げ請求が生じた場合、お支払い方法に関わらず、当社はその差額を請求することがあります。

第9条 (留学費用等の支払い等)

第 6 条と第 7 条に定められた留学費用等の支払いは、必ず指定期日までに指定の銀行口座にお振込ください。指定期日までにご入金が確認されない場合、留学手続が滞り、希望の出発時期までに留学手続が完了できなくなる場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合は、当社の指定する方法で速やかに差額をご精算いただきます。留学費用などを概算額で支払っている場合には、支払金額が確定し次第、当社の案内に従い、当社または支払先と精算を行ってください。

第10条 (申込み後の解約と返金)

申込み後に留学の手続を解約する場合は、以下の解約手数料規定に基づき解約手数料をお支払いいただきます。

申込みの解約に伴い発生する費用及び損失並びに実費については申込者の負担となります。※実費とは留学機関等で定められている違約金規定を基に算出致します。

<解約手数料規定>

お申込みから 8 日以内まで	実費のみ
お申込日から出発予定日 31 日前まで	55,000 円 (税込) + 実費
出発予定日 30 日前からご出発前日まで	110,000 円 (税込) + 実費
ご出発後	プログラム代金全額

※渡航日変更後の解約のお申し出の際、ご契約時の渡航日を基準とし上記の手数料が生じます。

※当社の責によらず各種ビザ取得が不可能になり、解約をする場合の解約手数料は 55,000 円 (税込) + 実費になります。

※当社の責によらず各種ビザ取得が不可能になり、変更をする場合の変更手数料は 33,000 円 (税込) + 実費になります。

※申込者の都合による渡航後の変更や解約に対しては原則返金を致しません。但し、渡航後に留学機関等から払い戻し等が当社経由でなされる場合には、渡航後解約手数料として返金額の 30%と返金事務手数料 33,000 円 (税込) 及び実費 (送金手数料 11,000 円 (税込) 含む) を払い戻し分より相殺し、申込者に返金致します。

例) 留学機関等からの返金分ー渡航後解約手数料ー返金事務手数料ー実費 (送金手数料 11,000 円 (税込) 含む) = 申込者への返金額

※返金手続に必要な書類が当社に届き、確認ができた時点で返金処理を実行致します。留学機関から弊社へ返金処理が確認できた時点で申込者への返金処理となり、また返金時の振込手数料は申込み者の負担とします。

※現地より返金がある場合は、返金処理を行う際の為替レート (TTB) が適応される為、お申し込み時の為替レートとは異なる場合がございます。

※渡航前の解約の場合において、留学代行手続きが既に完了している場合は TTB レートにて算出し、解約手数料と返金事務手数料及び実費 (送金手数料¥11,000 (税込) 含む) を相殺し、ご返金致します。

※お申し込み成立後から 8 日以内の解約をお申し出の場合は実費のみご負担頂き、それ以外は全額返金に応じます。但しお振込み手数料はお客様にてご負担いただきます。

第11条 (各種手続の継続ができない場合)

指定の期日までに必要書類の提出や留学費用等のお支払いが完了されない場合など、当社の責によらない事由により各種手続のサポートができなかった場合、第 10 条の規定に基づく所定の解約手数料をお支払いいただきます。申込みの解約に伴い発生する費用及び損失並びに実費については申込者の負担となります。

第12条 (当社からの解約)

(1) 申込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本規約に基づくプログラム代行手続き契約を解約することがあります。

① 定められた期日までに第 5 条に定める必要書類が提出されないとき。

② 定められた期日までに、第 6 条および第 7 条に定める必要留学費用等の支払いがされないとき。

③ 申込み者が所在不明、または 1 ヶ月以上におたり連絡不能となったとき。

④ 申込み者が当社に届け出た、申込み者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。

(1) 前項に基づき、当社が本規約に基づく留学プログラム代行手続き契約を解約したときは、第 10 条の規定に基づく所定の解約手数料をお支払いいただきます。申込みの解約に伴い発生する費用及び損失については申込者の負担となります。

第13条 (免責事項)

(1) 当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申込み者が留学できなかった場合には、責を負いません。

① 留学先機関、コースなどが定員に満ちていて入学ができなかった場合。

② 希望滞在施設が定員に満ちていて希望滞在施設に入れなかった場合。

③ 通信または留学先機関の事情により入学許可証が期日までに届かず出発ができなかった場合

④ 申込み者の成績が希望する留学先の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合。

⑤ 申込み者がパスポートもしくはビザを取得できず、または渡航先国に入国拒否された場合

⑥ ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。

⑦ 天災、地変、戦争、ストライキ、陸海空における不慮の災難、新型コロナウィルスを含む大規模な感染症、その他の不可抗力による場合。

(2) 渡航後は申し込み者個人の責任において行動するものとし、法令、公序良俗または留学先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込み者個人の負担となり、当社は責を負いません。また、保険の特約等が必要な場合は本人の責において加入手続を行ってください。渡航先において、申込み者が事故、食中毒、疾病 (心身症等の精神疾患を含む)、感染症、盗難などに遭遇した場合の責任、損害等に関しても申込み者個人の責任となり、当社は一切の責を負いません。

第14条 (損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申込み者が何らかの損害を受けた場合、その責を負いません。

第15条 (授業内容等の変更又は取消し)

当社では、留学先機関等から提供される留学プログラムをご案内しますが、留学先機関等の事情による授業内容又は滞在先の変更及び取消し、その他留学内容に関する変更及び取消しについて当社は責を負いません。

第16条 (守秘義務について)

当社ではお客様の個人データ等、守秘されるべき情報は一切他に漏洩しません。但し、万一の事故対応、サポートに備えるためにのみ、申込書記載内容および海外留学生保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関、その他外務省などに開示することがあります。

第17条 (ご利用規約の変更)

本規約は事情により告知なしに変更されることがあります。

第18条 (発効期日)

本規約の内容は、**2024 年 4 月 1 日以降**に申し込まれる全ての留学プログラム申込み契約に適用されます。